

平成 21 年 4 月 1 日指定予定事業者等に係る指定申請手続説明会

**障害福祉サービス事業における会計基準・  
指定事業者等の指導等について**

平成 21 年 2 月

神奈川県保健福祉部福祉監査指導課

# 障害者自立支援法 指定事業者等の指導等について

神奈川県保健福祉部福祉監査指導課

## (1) 根拠：障害者自立支援法第11条第2項

(厚生労働大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等)

### 第十一条

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくは、これらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

\* 神奈川県障害者自立支援法指定事業者等指導実施要綱

## 根拠：障害者自立支援法第48条

(報告等)

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、**指定障害福祉サービス事業者**若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

\* 神奈川県障害者自立支援法指定事業者等監査実施要綱

## (2) 目的

支援内容の質の確保並びに介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費及び特定障害者特別給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準、費用の額の算定に関する基準など、法令、国通知等に基づき、検査及び指導します

### (3) 指導方法

- ・ 集団指導 講習、研修、会議等の方式で実施 ⇒ 随時
- ・ 実地指導 現地にて個別面談により実施  
指定障害者支援施設 原則として2年に1回  
指定障害者支援施設以外の事業者 原則として3年に1回

\* 継続して状況確認、指導等が必要と認められる場合は、毎年実施することがあります。年に複数回実施することもあります。

改善状況を見ながら実施します。

### (4) 監査について

- ・ 実地指導において、不正等が疑われる場合または、苦情や家族・利用者からの通報等により監査を実施します。
- ・ 現地にて個別面談により実施します。(事前調査を実施することもあります。)

### (5) 監査の対象

・ 支援内容、自立支援給付費の請求に不正又は不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

- 利用者に身体的、精神的、経済的な人権侵害などがある場合
- 事故の対応が適切ではない場合
- 利用者支援に関して苦情等がある場合

- ・ 重大な基準違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- ・ 実地指導による改善が見られないとき。
- ・ 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

人員配置が満たされていないなど

### (6) 勧告、命令、指定の取消しについて

- ・ 基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することがあります。(障害者自立支援法第49条第1項)
- ・ 期限内に勧告に従わなかったときは、その旨公表することがあります。(障害者自立支援法第49条第4項)
- ・ 勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、改善命令を発することもあります。(障害者自立支援法第49条第5項)
- ・ 上記命令をしたときは、その旨を公示します。(障害者自立支援法第49条第6項)
- ・ さらに改善が図られない場合や、不正に介護給付費を請求している場合には、指定の取消し等を行うこともあります。(障害者自立支援法第50条第1項)

## (7) その他

- ・平成21年度の予定  
6月初旬から、順次実地指導を実施する予定です。  
実地指導通知は、概ね1カ月前に発送します。
- ・不明な点などあれば、下記連絡先にお問合せください。

- 実地指導の日が近くなりましたら、担当職員から確認等の電話連絡をします。
- なお、通知した事業所で、事業所の指定は受けたが、実績がない場合などは監査班あてに連絡してください。

連絡先 神奈川県保健福祉部福祉監査指導課監査班

TEL 045(210)1111 内線4815、4816  
4817、4818

FAX 045(210)8858

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

次ページをご覧ください。平成19年度に神奈川県が実地指導の際などにて指導をしてきた事項を簡潔にまとめましたので、運営の参考にしてください。

# 事業運営上の様々な留意点

○神奈川県が平成19年度に実施した実地指導等において指導した事項  
(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する基準等において、指摘をした主な内容です)

## <契約書・重要事項説明書・運営規程等>

### <各事業共通>

- 1 契約書及び重要事項が作成されていない。契約の期限が切れている。  
介護保険法・支援費制度適用の内容になっている。
- 2 運営規程・重要事項等の内容が実態と相違している。  
(実施地域、営業時間、サービス管理(提供)責任者等の氏名・人数等)
- 3 運営規程に虐待の防止の措置に関する事項が定められていない。

## <管理者、サービス管理(提供)責任者、従業者等>

### <各事業共通>

- 1 所在地・管理者・サービス管理提供責任者・運営規程等が変更されているが、10日以内に県  
に届け出ていない。

### <居宅介護、重度訪問介護>

- 2 職員採用時に、資格の未確認または、資格確認の書類不備がある。
- 3 従業者の身分を証する書類を作成していない。従業員に携行させていない。  
従業者の身分を証する書類に、指定事業所名等が記載されていない。  
介護保険事業所の職員としての身分証明書になっている。

### <児童デイサービス>

- 4 サービス管理責任者が、営業時間中に他の職務に従事していた。

## <受給者証>

### <各事業共通>

- 1 サービス提供開始時に、受給者証等の事業者記載欄に必要事項を記入していない。

### <居宅介護、重度訪問介護>

- 2 2人の従業者による居宅介護を行っているが、市町村に「2人介護」で交付決定しているか確認していない。また、書面により利用者の同意を得ていない。

## <各障害福祉サービス事業の支援計画・記録等>

### <各事業共通>

- 1 各事業の支援計画（以下「サービス計画等」という）を作成していない。
- 2 サービス管理（提供）責任者が、サービス計画等を作成していない。
- 3 サービス計画等の作成にあたり、利用者状況を把握・分析し課題を明らかにしていない。（アセスメント票等が作成されていない）
- 4 サービス計画等について文書により同意を得ていない。<居宅介護事業等を除く>
- 5 サービス計画等を利用者に交付していない。
- 6 諸記録をサービス完結の日から5年間保存していない。
- 7 利用者へのサービスの提供に関する日々の記録が、未作成または不十分である。
- 8 利用者の状況やサービス内容に変化が生じても、サービス計画等の見直しを行っていない。  
（モニタリングの期間）
  - ① 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・・・・・・・・常に状況を把握し、必要に応じて見直し。
  - ② 自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A・・・・・・・・少なくとも、3カ月に1回以上の見直し。
  - ③ その他の事業・・・・・・・・少なくとも、6カ月に1回以上の見直し。

## <苦情対応>

### <各事業共通>

- 1 利用者等からの苦情を受け付けた際にその内容を記録していない。

## <個人情報>

### <各事業共通>

- 1 他の指定事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ていない。
- 2 個人情報の提供にかかる同意書の使用範囲（医療機関・行政機関・教育機関等）に不備がある。
- 3 従業者及び管理者が、在職中及び退職した後において、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置（就業規則・雇用契約書等）を講じていない。

## <法定代理受領>

### <各事業共通>

- 1 市町村から介護給付費の支給を受けた場合に、利用者に介護給付費の額を通知していない。
- 2 受領日前に利用者への介護給付費額（訓練等給付費）の通知をしている。

## <非常災害対策>

### <居宅介護事業等を除く、各事業共通>

- 1 非常災害に関する具体的計画を立てておらず、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備していない。
- 2 定期的に避難訓練等必要な訓練を実施していない。

## <その他>

- 1 運営規程の概要、従業者の勤務体制などの重要事項を見やすい場所に掲示していない。
- 2 指定障害福祉サービス事業ごと、または、その他の事業との会計を区分していない。
- 3 利用者から求める金銭（食費・交通費・家賃等）について、その額を書面等で明確にしていない。また、領収書を発行していない。
- 4 工賃の目標水準及び前年度の平均支払額を、利用者に通知していない。 <就労移行支援B型>

# 障害者自立支援法の障害福祉サービス事業における会計基準について ～就労支援事業会計処理基準について～

神奈川県保健福祉部福祉監査指導課

## 1 障害者自立支援法における会計の区分について

### (1) 障害福祉サービス事業とその他の会計の区分

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業とその他の事業を合わせて行っている場合は、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分する必要があります。

例) 事業所において障害福祉サービスとその他のサービスを提供している場合

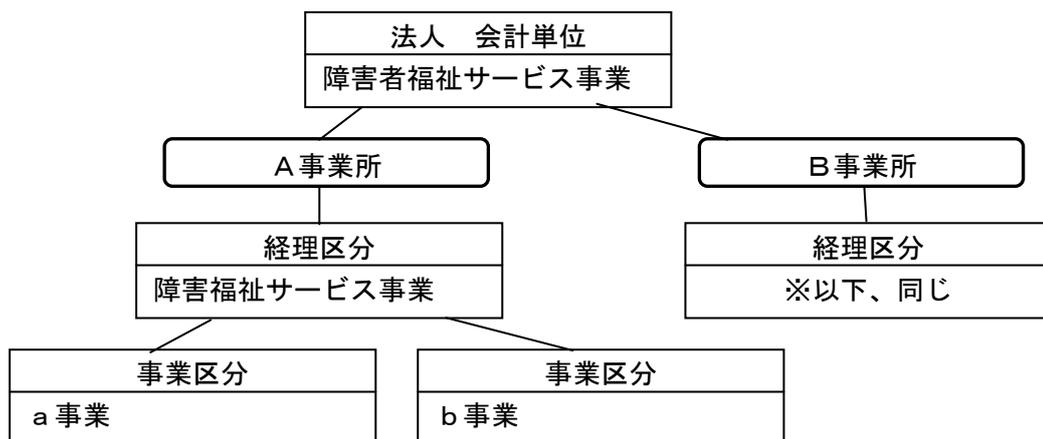


### (2) 障害福祉サービス事業毎の区分

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を複数の事業所で行っている場合、当該事業所ごとに経理を区分する必要があります。

また、当該事業所が複数の事業を行っている場合、さらに各経理区分の中で事業区分を設ける必要があります。

例) 2事業所を設置し、各事業所において複数のサービスを提供している場合



※参考 - 抜粋-

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業毎の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日 厚生労働省令第171号 以下「指定障害福祉サービス基準」)(会計の区分)

第41条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

## 2 就労支援事業会計処理基準について

### (1) 就労支援事業会計処理基準の適用、考え方について

障害者自立支援法の障害福祉サービス事業の内、次の対象事業を行う場合、その事業の実施により得た収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、工賃として、サービス利用者に支払わなければならないという、就労支援事業特有の会計処理が必要となります。

#### ◇対象事業

##### ①指定障害福祉サービス事業所の場合

指定障害福祉サービス基準に定める次の事業

- ア 第174条に定める指定就労移行支援の事業
- イ 第185条に定める指定就労継続支援A型の事業
- ウ 第198条に定める指定就労継続支援B型の事業

##### ②指定障害者支援施設の場合

- ア 就労移行支援を行う場合
- イ 就労継続支援A型を行う場合
- ウ 就労継続支援B型を行う場合

### (2) 就労支援事業における経理区分について

就労支援事業を行う指定事業所においては、法人本部及び就労支援事業の2つの経理区分を設ける必要があります。

例) 就労支援事業のうち、一つのみを行う事業所



※複数の事業所を設置する場合、あるいは一つの事業所において、複数の事業を行う場合、前述の「1 障害者自立支援法における会計の区分について」の考え方を適用します。

※参考「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」

掲載ホームページ

「厚生労働省ホームページ」→「所管の法令、告示・通達等」→「通知の検索の「目次(体系)検索へ」→「第9編 社会・援護」→「第2章 障害保健福祉」→「障害者自立支援法」をクリックした箇所に掲載されています。

◇問い合わせ先：監査班 電話 045-210-1111 内線 4815～4818